



# 転出届 転出されるみなさまへ



転出（福山市外への異動）にともなう主な手続として次のようなものがあります。

| ☑                        | 項目                 | 手続  | 必要なもの  | お問合せ先                                  | 新しい市区町村では   |
|--------------------------|--------------------|---|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> | 住民票                | ○住民異動届（転出届）が必要です。<br>◆転出証明書をお渡しします。<br>*マイナンバーカード・住基カードをお持ちの場合は、転出証明書の交付はありません。<br>◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。                            | <input type="checkbox"/> 本人確認書類  | 市民課<br>928-1058<br>本庁1階                | ○住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。<br>必要なもの<br><input type="checkbox"/> 転出証明書またはマイナンバーカード・住基カード |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑登録               | ○印鑑登録証をお返してください。  | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証<br>(カードまたは手帳)   |  | ○印鑑登録が必要な人は印鑑を持参して手続をしてください。  |
| <input type="checkbox"/> | マイナンバーカード<br>住基カード | ○不要な場合は、カードをお返してください。<br>◆転出先でも返却できます。<br>○署名用電子証明書は自動で失効します。<br>○マイナンバーカードを申請中の場合は、申し出てください。   | <input type="checkbox"/> マイナンバーカード<br>・住基カード   |  | ○カードを持参して手続をしてください。<br>○署名用電子証明書が必要な人は、新たに申請してください。                                     |
| <input type="checkbox"/> | 登録型本人通知制度          | ○登録をしている人は、住所変更の届出が必要です。転入手続後に住所変更届出書を福山市へ提出してください。   | <input type="checkbox"/> 本人確認書類  |  |   |
| <input type="checkbox"/> | 国民健康保険             | ○被保険者証をお返してください。<br>◆施設や病院等に入所・入院する場合にはお知らせください。（福山市から保険証を交付します。）<br>◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人はお返してください。<br><br>○学生の場合は、学生用の保険証を発行します。  | <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 など<br><input type="checkbox"/> 本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー<br><input type="checkbox"/> 在学証明書 | 保険年金課<br>資格課担当<br>928-1055<br>本庁1階     | ○加入手続をしてください。   |
| <input type="checkbox"/> | 国民年金               | ○第1号被保険者の人は、手続の必要はありません。<br>◆納付書はそのままお使いください。<br>◆口座振替は継続されます。<br>○第2号・第3号被保険者の人は、勤務先で手続してください。<br>○退職などで変更がある場合は、新しい市区町村で手続してください。   |  | 保険年金課<br>年金担当<br>928-1052<br>本庁1階      | ○就職退職などを伴う場合は、相談してください。   |
| <input type="checkbox"/> | 後期高齢者医療保険          | ○県内の市町に転出する場合は、転出先の市町へ被保険者証などをお返してください。<br>○県外の市区町村に転出する場合は、福山市へ被保険者証などをお返してください。<br>◆「負担区分等証明書」をお渡しします。<br>◆県外の施設等に入所する場合にはお知らせください。 | <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 など   | 保険年金課<br>後期高齢者医療担当<br>928-1411<br>本庁1階 | ○住所変更などの手続をしてください。<br>○負担区分等証明書（県外転出の場合は必要です）   |
| <input type="checkbox"/> | 介護保険               | ○被保険者証などをお返してください。<br>○要介護・要支援認定を受けている人には、「介護保険受給資格証明書」をお渡しします。<br>◆施設等に入所する場合はお知らせください。  | <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 など  | 介護保険課<br>928-1180<br>本庁3階              | ○要介護認定を受けている人は、住み始めてから14日以内に認定申請の手続をしてください。<br>○介護保険受給資格証明書が必要です。                       |
| <input type="checkbox"/> | 母子健康手帳等            | ○母子健康手帳はそのままお持ちください。<br>○福山市の「妊婦一般健康診査補助券」・「産婦健康診査補助券」・「乳児一般健康診査受診票」などは使用できなくなります。  |  | ネウボウ推進課<br>928-1252<br>本庁7階            | ○福山市のものを持参して差替の申請をしてください。   |
| <input type="checkbox"/> | 児童手当               | ○受給者の転出の場合は、消滅届を提出してください。<br>○対象児童（18歳の年度末までの児童）の転出の場合も、手続が必要になります。   | <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など   | ネウボウ推進課<br>928-1070<br>本庁7階            | ○転出証明書の転出予定日から15日以内に請求してください。   |
| <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当             | ○住所変更手続が必要です。   | <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書<br><input type="checkbox"/> 本人確認書類   |  | ○児童扶養手当証書を持参して住所変更手続をしてください。  |

| ☑                        | 項目   | 手 続   | 必要なもの                                   | お問合せ先   | 新しい市区町村では   |
|--------------------------|--|---|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> | 子 ども                                       | 医療費助成   | ○受給者証をお返してください。                         | ☐各受給者証<br>☐マイナンバー                                   | ネウボラ推進課<br>928-1070<br>本庁7階   |
| <input type="checkbox"/> | ひとり親家庭等                                    |   |   |   |   |
| <input type="checkbox"/> | 特定医療費<br>(指定難病)                            |   |   |   |   |
| <input type="checkbox"/> | 小児慢性<br>特定疾病                               |   |   |   |   |
| <input type="checkbox"/> | 重度心身<br>障がい者                               |   |   |   |   |
| <input type="checkbox"/> | 自立支援<br>(育成・更生・<br>精神通院)                   | ○中止手続が必要です。<br>(指定難病について広島市以外への県内転出は、<br>中止手続が不要です。)  | ☐受給者証<br>☐印鑑 など                         | 保健予防課<br>928-1127<br>福山すこやか<br>センター4階               | ○助成の内容が変わる<br>場合がありますの<br>で、転入先の市区町<br>村で確認してくだ<br>さい。  |
| <input type="checkbox"/> | 身体障がい者手帳<br>療育手帳<br>精神障がい者<br>保健福祉手帳       | ○受給者証をお返してください。   | ☐受給者証                                   | 障がい福祉課<br>928-1063<br>本庁1階                          |   |
| <input type="checkbox"/> | 障がい福祉<br>サービス等                             | ○手続は必要ありません。  |   |   |   |
| <input type="checkbox"/> | 被爆者健康手帳                                    | ○受給者証をお返してください。   | ☐各受給者証                                  | 障がい福祉課<br>928-1208<br>本庁1階                          | ○障がい福祉サービ<br>ス等を受けたい人は、<br>新たに申請してくだ<br>さい。   |
| <input type="checkbox"/> | 幼稚園、認可外<br>保育施設、一時<br>預かり等の利用<br>※一部対象外園あり | ○手続は必要ありません。  |   | 福祉総務課<br>928-1045<br>本庁東棟1階                         | ○住所変更手続をして<br>ください。   |
| <input type="checkbox"/> | 幼稚園、認可外<br>保育施設、一時<br>預かり等の利用<br>※一部対象外園あり | ○保育料等について、幼児教育・保育の無償化の適用を<br>受けている場合<br>◆幼稚園<br>現在利用している幼稚園へ転出日を速やかにお知ら<br>せください。<br>◆認可外保育施設、一時預かり、病児病後児保育、<br>ファミリー・サポート・センター事業<br>手続は不要です。   |   | 保育施設課<br>928-1140<br>本庁7階                           | ○幼稚園・認可外保育<br>施設について、転出<br>後も同じ園に引き続<br>き通う場合は、転入<br>日までに申請が必要<br>です。<br>○その他の場合は、<br>入園日又は利用開始<br>日までに申請が必要<br>です。 |
| <input type="checkbox"/> | 小・中・義務教育<br>学 校                            | ○事前に現在通学している学校で転校用在学証明書と<br>教科書給与証明書の交付を受けてください。<br>◆教育委員会学事課で転校手続を確認してください。  |   | 学事課<br>928-1169<br>本庁13階                            | ○現在の学校で発行<br>した学業証明書・<br>教科書給与証明書を<br>転入先(転校先)の<br>学校へ持参してくだ<br>さい。   |
| <input type="checkbox"/> | 上 下 水 道                                    | ○水道及び下水道の使用中止の手続が必要です。<br>◆電話または福山市ホームページからでも手続できます。<br>○地下水(井戸水)使用の場合は、下水道の使用中止の<br>手続が必要です。   |   | ふくやま上下水道<br>料金センター<br>928-1514<br>上下水道局             |   |
| <input type="checkbox"/> | し尿くみとり                                     | ○くみとり異動届(廃止)が必要です。  |   | 廃棄物対策課<br>928-1074<br>本庁8階                          |   |
| <input type="checkbox"/> | 飼 い 犬                                      | ○手続は必要ありません。  |   | 生活衛生課<br>928-1165<br>福山すこやか<br>センター5階               | ○福山市の鑑札を持参<br>して住所変更手続を<br>してください。  |
| <input type="checkbox"/> | 125 cc以下の<br>バ イ ク                         | ○ナンバープレートを返納してください。   | ☐ナンバープレート<br>☐標識交付証明書<br>☐印鑑<br>☐本人確認書類 | 税制課<br>928-1152<br>本庁2階                             | ○登録手続をしてくだ<br>さい。   |
| <input type="checkbox"/> | 各 種 市 税                                    | ○固定資産を所有されている人で、国外へ転出される場合は、手続(要印鑑)<br>が必要です。<br>○市県民税、固定資産税は1月1日、軽自動車税種別割は4月1日の基準日で<br>1年分の税金を賦課しています。転出しても引き続きお支払いください。<br>○市税は福山市の指定金融機関または収納代理金融機関の本店・支店、ゆう<br>ちょ銀行、コンビニエンスストア等で納付できます。 |   | 資産税課<br>928-1022<br>本庁2階<br>納税課<br>928-1156<br>本庁2階 |   |

▶窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)官公署が発行した書類、保険証など)をお持ちください。